

綾瀬市有料広告掲載に関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として有効活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、基本的事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 広告媒体となる資産の種類については、資産を所管する課等（以下「所管課」という。）において別に定める。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 政治性、宗教性のあるもの
- (2) 意見広告及び個人・法人の名刺広告等に係るもの
- (3) 社会的差別性のあるもの
- (4) 公序良俗に反するもの、又は反するおそれのあるもの
- (5) 法令等に違反するもの、又は違反するおそれのあるもの
- (6) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の規制業種、掲載基準等については、別に定める。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、所管課において募集期間等を定め、広報あやせ、綾瀬市ホームページ等により行う。

2 市長は、募集期間が満了し応募者がないときは、再募集をすることなく広告を掲載するものを決定することができる。

(広告申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、綾瀬市有料広告掲載申込書（以下「申込書」という。）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申込書は、所管課が別に定める。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、当該内容を審査し掲載の可否を決定し、綾瀬市有料広告掲載決定通知書（以下「通知

書」という。)により申込者に通知する。

- 2 前項に規定する通知書は、所管課が別に定める。
- 3 第3条に規定する掲載基準を満たす申込者が多数となった場合は、必要に応じて所管課が別に定める優先順位により決定する。
- 4 掲載の可否の決定にあたり、第13条に規定する審査会に意見を求めることができる。

(広告の規格及び広告料)

第7条 広告の料金(以下「広告料」という。)、規格、枚数、広告掲載スペース、広告期間、作成方法等は、所管課が別に定める。

- 2 第6条に規定する決定を受けた者(以下「掲載者」という。)は、指定された期日までに広告版下原稿を市長に提出し承認を受けなければならぬ。
- 3 前項の承認後に広告を作成する。

(広告料の納入)

第8条 掲載者は、市長が指定する期日までに広告料を納入しなければならない。

(広告料の還付)

第9条 納入された広告料は還付しない。ただし、掲載者の責めに帰さない理由により広告が掲載できないと市長が認めたときは、この限りでない。

(掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、掲載者が生じた損害の責めを負わない。

- (1) 広告料が納入されていないとき。
- (2) 広告版下原稿が指定の期日までに提出されないとき。
- (3) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(掲載者の責務)

第11条 掲載者は掲載した広告内容について一切の責任を負う。

- 2 広告版下原稿の費用又は広告物の作成費用は、掲載者の負担とする。
- 3 第6条の規定により決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は承継させてはならない。
- 4 事故等により、広告に破損等が生じた場合は、掲載者の費用において修

復しなければならない。ただし、市の過失により破損等が生じた場合は、掲載者と協議する。

5 広告の掲載により第三者に損害等を与えた場合は、掲載者において解決しなければならない。

6 前各項に掲げるもののほか、市長は、掲載者において処理すべき事項を定めることができる。

(広告代理店への委託)

第12条 市長は、広告の募集、作成等に係る事務を広告代理店に委託することができる。

(審査会)

第13条 広告掲載に関し、次に掲げる事項の審査等を行うため、広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 第6条第4項に規定する広告掲載について意見を述べること。
- (2) その他広告掲載に関すること。

(組織)

第14条 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

| 職名 | 課名 |
|----|-------------|
| 会長 | 庁舎を所管する課長 |
| 委員 | 文書法制を所管する課長 |
| 委員 | 広報紙を所管する課長 |
| 委員 | 財務を所管する課長 |
| 委員 | 行政改革を所管する課長 |

2 審査会に臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員には、広告媒体及び審査する内容に関連する所管課長をもって充てる。

(会議)

第15条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合に会長が召集する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

4 審査会の庶務は、行政改革事務主管課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。